

第2回金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会

議事録

日時：令和2年8月19日（水）9時30分～

場所：金沢市企業局 港エネルギーセンター

臨海水質管理センター

【事務局】 それでは、定刻となりましたので始めさせていただきたいと思います。

では、ただいまより第2回金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会を開催いたします。

皆様方には大変御多忙の中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます金沢市企業局経営企画課ガス・発電事業譲渡準備室の野村と申します。よろしくお願ひいたします。

なお、本日の出席者、まだ [] 委員が来られてはいないんですけども、それ以外の方は皆様御出席いただいております。

続きまして、本日の予定を簡単に御説明させていただきます。

まず、こちらの会議室におきまして、発電施設及びガス施設の概要説明をさせていただきます。その後、こちらにありますガス施設の視察をしていただきます。その後、隣の施設になりますけれども、臨海水質管理センターのほうに移動していただきまして、そちらで募集要項等の審議を行っていただく予定となっております。

それでは、発電施設の概要説明に移りたいと思います。発電管理センター所長の橋野より説明を差し上げたいと思います。

(事務局より発電施設の概要を説明)

【事務局】 ありがとうございました。

では、今ほどの発電施設につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員長】 アユの記事、大変興味深いんですけども、この記事によると、企業局が昭和60年、1985年に合計出力3万キロワットを超えたことを記念してと。これ、数字は3万キロワットで合っているんですか。

【発電管理センター所長】 はい。1つ目にできたのが上寺津、2つ目、3つ目、4つ目、ここができたのが昭和59年12月なんです。この7,400を足したところで3万キロワットを超えたものですから。ですから、その翌年、昭和60年から始めたということです。

【委員長】 承知しました。経緯が分かりました。ありがとうございます。

【事務局】 そのほか、ございますでしょうか。

ちなみに、発電施設につきましては、秋頃に現場の視察をさせていただきたいと考えております。また、そちらについては改めて御案内をさせていただきたいと思います。

それでは、ガス施設の説明に移らせていただきます。それでは、ガス課長の山崎より説明を差し上げます。

(事務局よりガス施設の概要を説明)

【事務局】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明で何か御質問等ございますでしょうか。

【委員長】 簡易ガス事業なんですかでも、同じ市民に対して都市ガス事業と簡易ガス事業が、料金体系とか、どちらが得とか、そんなことも変な話ですので、法的には簡易ガス事業は別の料金メニュー、しかも団地を分けるとか、それは可能なんですが、そういうことは市としてはされないのでしょうか。

【事務局】 簡易ガスと都市ガスは別料金となっています。

【委員長】 別にされていると。団地ごとにはどうですか。

【事務局】 燃料費調整も別になっています。4地点ごとのそれぞれで原価計算しています。

【委員長】 じゃ、法律の趣旨にのっとってされているということになりますね。

【事務局】 はい、そうです。

【委員長】 市としてのそういうことについての対応というのは、民間譲渡された後はどういう御希望があるか、そういうことはございませんか。

【事務局】 今のところは、まだそういった具体的なものはお伺いしておりません。

【委員長】 それと、こういう製造フローというものをいただいているけれども、SNGプラント休止とございますが、これは休止になったのは何か理由がございますか。こ

れのメリットと、それから休止になった理由を教えていただけますか。

【ガス課長】 热量変更を平成12年から行っておりまして、その過程上、一時的に、要は天然ガスと同じような成分で製造する施設が必要だということでSNGのプラントを設置しております。その後、LNGの製造設備も同時に造りまして供給してきましたが、年々製造量の減少、供給量が減っていっているため、施設の適正な内容を整備していくという過程でSNGプラントを廃止して、全面的にLNGガスだけで供給を行っていくとなりました。

冬場につきましても、供給量がLNG設備だけで賄えるような状況でもありましたものですから、いろいろ経費の削減等々も含めまして整備をしてきたところでございます。

廃止にいたのは、平成27年度で廃止を行ったということでございます。

【事務局】 もう一点は、熱量変更の計画当時、ナフサとか原料の、まだLNGが高い時期でしたので、ナフサ利用の都市ガス製造のほうが有利であろうということで、SNGの施設を選択してということで。

【委員長】 なるほど。LPGが安かつた時代ですね。

【事務局】 はい。その後、LNGの値段が大分下がりましたので、LNG1本でという形で今は運営をしているところです。

【委員長】 承知しました。ありがとうございます。

【事務局】 そのほか、御質問ございますでしょうか。

【委員】 すみません、LPGって何ですか。

【事務局】 いわゆるプロパンガスですね。液化プロパンガスの略がLPGになります。

【委員】 分かりました。

【委員長】 結局、LPGのほうがカロリーは高いんですけれども、空気を混入させればカロリーがだんだん落ちていくと、こういったことをメインにするわけですか。

【事務局】 あとは、薄いものを濃くするようなイメージといいますか、熱量を上げるためにですね。通常、入ってきているLNGは44メガジュールになります。

【ガス課長】 現在のLPGの使用方法というのは、今持ってきてていますLNGの熱量が44メガジュール程度しかございませんので、供給規定上13Aガス、46メガジュールにするということで、熱量調整のためにLPGを使っているという形になります。

【委員長】 その増熱のための、46メガジュールというのはちょっと。普通は45とか言われることが多いので、ただでさえちょっと高いんですよ。だから、普通はLPGを

入れる必要があるんですけれども、そういう必要がもともとあるんだけども、少し役割が減ってきているということですか。

【ガス課長】 大手とかは、45でやったりとかという話は聞いてはおります。金沢市の場合は、当初から13Aガスでの供給ということでございますので、46メガジュールで常に送出するということで調整を行っているということでございます。

【事務局】 そのほか、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ありがとうございました。

それでは、ガスの製造施設の視察に移りたいと思います。

(現地視察 記述省略)

以下、選定委員会の審議

(以降、[] 委員出席)

【事務局】 それでは、こちらのほうでは参加者資格基準など、募集要項の審議をさせていただきたいと思います。

本日の資料につきましてはお手元にお配りしてございますので、御確認をお願いいたします。

では、ここからの議事進行は草薙委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【委員長】 皆様、こんにちは。本日はお暑い中お集まりいただきまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、私が進行役を務めさせていただきます。委員の皆様には会議の円滑な進行に御協力賜りますようお願いいたします。

そうしましたら、まずは議事、報告事項の現場見学会・マーケットサウンディング実施報告につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 皆様、お疲れさまでございます。経営企画課の高橋でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、着座にて御説明をさせていただきます。

まず、資料ですが、右肩に「報告事項資料」と記載いたしました現場見学会・マーケッ

トサウンディング実施報告の資料を御覧いただきたいと思います。

資料をお開きいただきまして、3ページをお願いいたします。

最初に現場見学会のほうでございますが、こちらにつきましては今回の公募に関心のある企業を対象に実施をしたものでございまして、7月26日、27日、この2日間で水力発電設備のほうを、28日に今ほど御視察いただきました港エネルギーセンターで見学会を開催したところでございます。

参加した企業につきましては、水力発電のほうが、1日目が21社38名、2日目が20社36名、ガス事業のほうが19社34名であります。この3回、通じて参加されている企業も多くあったところであります。実質的な会社の数で申し上げますと22社になります。

続きまして、マーケットサウンディングのほうを御説明いたします。5ページをお開きください。

こちらは現場見学会に参加した企業に対しまして、こちらのほうで調査票を配りまして、そこで回答のあった企業、またその中からヒアリングをした企業でございます。今回、22社の中で書面の回答をいただいた会社の数が16社でございまして、このうち12社に対しまして実際のヒアリング、これはリモートの会議の形式で行ったところでございます。

そこで質問の、何を聞いたかといった部分は、別にA4縦のマーケットサウンディングの回答フォームといったものがございます。本日はこの内容は御説明いたしませんが、全体で22問、質問したところでございます。

その中で、本日の審議事項に関する部分につきまして、先ほどのA4横の資料の6ページ以降におつけしてございますが、中身が少し細かいところもございますので、後ほど審議事項に合わせまして、必要に応じてまた御説明させていただきたいと思います。

一旦、こちらの説明は以上とさせていただきます。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたけれども、何か御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。どなたからでも御自由にお願いいたします。

先ほどのサテライト基地のようなものと同じように見ていただいたというイメージでよろしいでしょうか。

【事務局】 はい。先ほどと同じスタイルであります。まず各事業の概要説明を行った上で現場のほうを見ていただいたところでございます。

【委員長】 そうしましたら、これは報告事項ということで、また何か質問等がありましたらお知らせください。

続きまして、審議事項（1）参加資格基準の論点について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 最初に、A4判1枚の横の資料で、「本日の論点」と記載した資料を御用意させていただいております。これは前回、第1回の委員会で、今後、皆様に御審議をいただきます募集要項の中での論点を一覧化したものでございます。

本日は、このうちの1番、市の関与に関連する論点、4番の参加資格基準につきまして御審議をいただきたいということでございます。

それでは最初に、審議事項資料1の参加資格基準の論点の資料から御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、ページをお開きいただきまして、3ページをお願いいたします。

まず、参加資格基準を設定いたします趣旨を記載させていただいております。これにつきましては内容のところでございますが、あらかじめ、今回の応募企業に対しまして、ガス事業、発電事業に関しまして一定程度の実績を求めるものでございまして、効果といいますと、いわゆる不適格事業者の排除、また二次審査におけるより提案内容に特化した審査、また審査過程の効率化を目的としているものでございます。

そこで、参加資格基準の設定するところですが、内容の括弧書きのところ、事業実績要件、これはこの両事業に関してどのような実績を持っているのかといった観点、その横に実績要件の保有者の範囲と書いてございますが、これにつきましてページ下の少し色のついたところで御説明いたします。

今回は、ガス事業、発電事業と、2つの事業を併せて譲渡するということでございますが、全国的にこの2つの事業を併せてやっている民間企業というのはほとんどないという状況でありまして、この公募に当たっては、ガス会社、電力会社を中心として1つのグループ、こここの資料ではコンソーシアムといった呼び方をしております。コンソーシアムを組んで出てくるといった想定でございます。

右下にポンチ絵がございますが、コンソーシアムを表したのが枠囲いをした部分でございまして、その中に構成員ABC、この中でも最多数の議決権、いわゆる出資の中で最多数の議決権を有する、これを代表企業という呼び方をしております。出資をして新会社を設立、経営していくところが構成員でございまして、それとは別に、枠の右側、協力会社

も今回想定してございます。この協力会社というのは、出資はしない、コンソーシアムの中には入らない、しかしながらコンソーシアムが提案をしてくる内容について大きな役割を果たす会社といった想定でございます。

そこで、実績要件の保有者の範囲は、結局構成員、協力会社それぞれで、どういった実績要件を求めていくのかといったことでございます。これについては、また後ほど御審議をいただきたいと思います。

それでは、4ページをお開きいただけますでしょうか。まず最初に、事業実績要件のガス事業の関係でございます。

論点といたしますと、本市のガス事業の内容を踏まえまして、どういったところを求めていくかでございますが、上の枠囲いの中で、本市ガス事業の内容として、いわゆる「作る」「送る」「売る」と簡単に書いてございますが、本市では今ほど御視察いただきましたLNG設備で、まずガスを「作る」ことを行っております。その横の「送る」は、作ったガスを市内へ供給して各需要家のほうへ届ける事業でございます。「売る」は、送られてきたガスを実際に需要家と契約をして販売をする事業でございます。

これを踏まえまして下の表でございますが、今ほどの事業内容の中でも優先度が高いと考えられるものを上から下に記載をさせていただいております。

まず、一般ガス導管事業でございますが、これはガスを送ることを基本的に担うところでございますが、摘要欄に記載をさせていただいておりますように、例えば宅地の中でガス臭いということがあったときには、まずは一般ガス導管事業者が緊急的な対応を取ると、そういう制度になってございます。いわゆる保安の確保という非常に重要な役割を担う、そういったところでございます。

その下のLNG設備運用でございます。こちらはガスを作る部分でございますが、本市ではこの設備を持っているということで、こういった設備の安定的な稼働も当然期待されるところでございます。これをほかの地域ではどうなっているかと申しますと、本市はLNG設備を持っていますが、例えば関東で考えますと、東京のほうで大手の会社さんがLNG設備を運用してガスを作る、その作られたガスの卸供給を受けて販売だけをしている会社さんも多数あるということでございます。

設備運用の実績の有無では、大手のガス、大手電力では設備の運用実績はございますが、一部の中小、今ほど例として挙げました大手から卸でガスを買っている会社さん、また新電力については、こういう設備をそもそも保有していない状況でございます。

また3ポツ目、「先行事例＝要件化事例なし」と記載してございますが、最近の見附市、福井市等の公募条件の中では、一般ガス導管事業については要件化しているところでございますが、こちらのLNG設備については要件化をしていない状況でございます。

次のガス小売事業、簡易ガス事業でございますが、ガス小売事業のほうは、基本的に一般ガス導管事業をやっていれば小売もやっているといった関係にあります。また、簡易ガス事業も、先ほど説明がありましたが、基本的にガス小売事業に制度上は含まれるといったことでありますので、この辺については要件化する必要性は乏しいのかなと考えているところでございます。

一旦、ざっと説明させていただきまして、5ページをお開きください。

次が発電事業の関係でございますが、こちらも上の枠囲いを御覧いただきますと、発電事業については、基本的に水力発電設備を運用して電気を作るわけでございますが、それに関連いたしまして、本市では発電専用の上寺津ダムがございます。また、さらに上流のほうで犀川ダム、内川ダムがございますが、こちらのほうは発電専用ではなくて、治水、上水道、かんがい、そういうところも利用する、いわゆる多目的ダムであるということで、その運用は、現状は市が行っているといった関係でございます。

そこでまた、先ほどのガス事業と同じように、重要であろう、優先度が高いであろうものを上から下へ書いてございますが、まずは発電事業、これが最も優先度が高いと考えております。当然、設備、発電用の電気工作物については保安が非常に重要であります。

次に優先度が高いと考えられるものが、水力発電設備の運用でございます。その上の発電事業につきましては、水力だけではなくて太陽光であるとか風力、そういうものも含まれてくるわけでございますが、本市においては水力のみを行っているところでございます。そうすると、やはりこういう実績を持っていることが望ましいのではないかと考えられるところでございます。

全国的に水力発電を持っている会社様となりますと、基本的には大手の電力会社ということになります。ガス会社については実績がないといったことであります。新電力につきましては、一部されている会社様がございますが、多くは太陽光、風力となってございます。

次が3番目、出力1,000キロワット以上の水力発電設備運用と書いてございます。本市の発電設備の能力でございますが、一番大きな上寺津発電所で1万6,500キロワットであります。一般的には、1万キロから3万キロワット以下の出力については中水力とい

う呼び方をしております。さらに、1,000キロワット以下を小水力という呼び方をしておりまして、本市では中水力が4か所、小水力が1か所といった状況にございます。

そこで、今、鳥取県のほうでコンセッション、水力発電設備を3発電所、これをコンセッションという形で、施設の所有権は県に残したまま運営権を民間のほうへ20年間委ねるということをやっておりますが、その事例では1,000キロワット以上で要件化をしているところでございます。

次、4番目がダム運用でございます。本市では上寺津ダムを持っていることと、犀川ダム、内川ダムの運用も必要という状況にあります。ただ、ここまできますと、大手電力、先ほどの一部新電力しか該当してこないことになります。さらに、一番下の多目的ダムでいきますと、基本的に全国的には大手電力しか実績がないわけでありますと、ここまで要件化いたしますと、なかなか応募したくてもできない状況が生まれるということでございます。

それでは、次、6ページをお願いいたします。

次に、実績要件の保有者の範囲でありますと、先ほど御説明いたしましたコンソーシアムの構成員、それと協力会社、ここで実績要件をどう見ていくかでございます。

ここで①から③でパターン化をしてございまして、①がコンソーシアム、構成員のほうで既に事業の実績要件を満たすケース、一方、協力会社については実績がある場合もあるし、実績がない場合もあるといったケースでございます。

提案内容の実行可能性のところで少し評価を書いてございますが、この場合で協力会社の実績の有無にはかかわらず、構成員のほうでもう既に実績要件を満たすということで、当然、提案内容が実行されるのではないかということでございます。

②を飛ばしまして、次に③を御説明いたします。こちらはコンソーシアムでは実績要件は満たさない、ただ、協力会社で要件を満たすケースも考えられるところでございます。

こちらなんですが、協力会社につきましては資本参加をしない、コンソーシアムとの協力関係だけで、最終的な責務を負わないわけでありますと、場合によっては途中でいなくなる可能性も見込まれるところであります。

次に、戻りまして②でございます。こちらも今の③と同様に、コンソーシアムでは実績がないパターンです。一方、協力会社も実績があると書いてございますが、協力会社について、コンソーシアムに参加してくる会社の100%子会社、100%孫会社といった場合にはどうかということです。

通常は、先ほどの③のところで基本的にはアウトという判断になろうかなと思っているんですが、100%子会社でありますと、当然親会社から子会社への資本的な支配力がありますので、その点に着目をいたしまして、実質的には子会社、これが協力会社であります、基本的には構成員と同様の責務があるとみなすこともできるのではないかということ、こちらについては実行性が高いのではないかといった判断ができればと考えてございます。

以下、7ページ以降は細かい部分になりますので、一旦説明のほうは割愛させていただきます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたけれども、まず説明に対する質問がございましたらお願いいたします。来週、かなり詰めることになりますて、今日、結論を出さなきゃならないというわけではないという冒頭の御説明がございましたけれども。

そうしましたら、論点をざっと潰していく形で進めてまいりたいと思います。

まず、4ページのスライドの論点、ガス事業の部分でございまして、応募者としての適格性と競争環境の構築との均衡点をどこに置くのかということで、要求パターン①②③④とございますが、どれがいいのかということになります。

御意見がございましたらお願いいたします。

【委員】 質問なんですかと、要件をどう考えるかというときに、どれだけ応募がありそうかと。3社しかないのに要件を考えるのもというのもありますし、どれぐらいを予想しているかということはあるんでしょうか。

【委員長】 事務局、お願ひします。

【事務局】 現場見学会に参加した会社が、先ほど22と申し上げたところですが、実はその中には電力会社、ガス会社のほかにも、建設コンサルタントであるとかシンクタンク、また金融が入っております。

その中で、事業会社でいきますと、数が大体半分までいかないぐらいになるんですが、今回、ガス事業でパターン4つ、①から④ありますが、数で申し上げますと、①のパターンに該当してくるのが、今回の現場説明会に来た会社の中では4社になります。さらに、②は3社になります。次、③は3社、これは同じです。④までいきますと2社という状況でございます。

発電については、また後ほど御説明させていただきます。

【委員長】 ありがとうございます。その数を十分な数だと見るかどうかかと思います。他市の状況を見ますと、もっと少ないというのが私の印象でございます。かなり多いなどということでございまして、要求パターンをちょっと厳しめに取って、最初の段階で絞り込むということは可能な状況になってくると思います。

その上で何かありましたらお願ひします。思い切って②までのことですね。

お願ひします。

【委員】 質問です。

ガス事業も発電事業もそうだったんですけど、例えば要求パターンの④だと、簡易ガス事業は要件化しなくてもいいと書いてありますよね。今はやっておられるわけなので、そうすると、その部分はどなたかほかの民間会社が勝手に参入されるということなんですか。

【事務局】 その点ですが、今現在、都市ガス事業と簡易ガス事業を行っているところでありますが、ガス事業法の中では、簡易ガス事業も都市ガス事業の中に組み込まれている状況であります。具体的には、ガス小売事業という中で整理されております。

あと、今回の事業譲渡の対象となるものについては、都市ガスだけではなくて簡易ガス事業も併せて譲渡しようといった方針でございます。

【委員】 要するに、応募者が簡易ガス事業の経験がなくても、そんなに問題がないということが書いてあるわけですか。

【事務局】 簡易ガスそのものの経験がなくても、基本的には都市ガスの経験があれば、それで要件的には満たされるところであります。そうすると、この④までは必要がないのかなと考えております。

【委員】 同じように、ちょっと先に行ってなんですかとも、発電のところにも、⑤の要求パターンの多目的ダム運用のところが、実績があったほうがいいけれども、なかなかこれをやると厳し過ぎるということが書いてありますが、大手電力じゃないところが請け負った場合は、多目的ダム、犀川ダムの運用は誰がされるんですか。

【事務局】 基本的には新しい会社になります。ただ、そこの会社の経営者、実際、事業を運営する人として、やっぱり経験値があるかないかでそこは違いが出てくるのかなと思っております。

今回、引継ぎ期間については、市の職員を派遣するといった想定もしているんですが、それはそれとしておいて、単独の会社として実績を求めていくことも大切なと思ってお

ります。

【委員】 大体分かりました。

【委員長】 ありがとうございます。重要な点です。

事務局の思いが摘要のところに書いてあって、あえて要件化する必要性は乏しいということとか、要件化は望ましいが、対象が絞られてしまうからここまで要件化するのは無理かななど、こんなことが書かれていると参考になりますね。

事務局の思いにそのまま従うとすると、4ページのガスのほうは要求パターン②、そして5ページのほうは、多目的ダムの運用、そこまで入れちゃ大変だと、大手しか入れなくなってしまうということでしょうから、要求パターン⑤はやめておこうと、こんな考えだったのかなと思います。

多目的ダム運用を外すのであれば、ダム運用自体も外してしまってもいいかなという気もしますね。そのあたり、いかがでしょうか。

【委員】 ちょっとそちらの話で質問なんですけれども、1,000キロワット以上の水力発電設備運用というのは、世の中的にどれぐらいのものなのかな。

【事務局】 世の中的にはかなりございます。

【委員】 その上の新電力=一部実績ありみたいな、そんな感じなんですか。

【事務局】 そうですね。新電力の中で水力発電設備をやっているところは、基本的には1,000キロワット以上をやっているところが多いです。本当の小水力だけやっているところは、事例的にはほぼないといったところであります。

【委員長】 ほかにはいかがでしょうか。

お願いします。

【委員】 ガスと発電を一括というのは前例がないわけですよね。

【委員長】 はい。

【委員】 そうすると、ガスで該当するというか、足切りの上の人たち、A社、B社として、こっちの水力発電がA社、B社とは限らないわけですね。C社、D社かもしれない。その両方ができる場合というのは、またちょっと条件が異なってくる、本当にコンソーシアムをしなければ実質無理なのかなと、ちょっと想像だけで言っていますが。ガス事業と発電事業の要件を別々にやっちゃんようと、何か難しいような気がするのですが。

【委員長】 それぞれの事業がかなり違うということで、こういうことになっているかと思うんですけど、事務局、御説明がございましたらお願いいいたします。

【事務局】 事業設備とすると全く別物でございまして、先ほど会社の数、発電のほうは御説明していなかったので、先にそちらのほうを御説明いたします。

【委員長】 お願いします。

【事務局】 発電について、パターンの①でいきますと、今回、現場見学会の中では7社でございます。②は6社、③と④が同数でありまして5社でございます。⑤までいくと4社でございます。

ということで、基本的には、要件的にはガス事業、発電事業ということで別々に設定せざるを得ないところがあるんですが、そこでどうしてもコンソーシアムという形で組んで出てくるといった想定でございます。これを両方ともあまりに厳しくし過ぎると、そもそも組めないおそれも出てくるということでありまして、そうしたところを踏まえますと、できるだけ、可能な限り緩い基準にしたほうが、より参加しやすい環境をつくれるといったことでございます。

【委員長】 ありがとうございます。

そうすると、どうしても必要な要求はどれでしょうかという目線で見て、いかがでしょうか。ガス事業でしたら、LNG設備の運用実績がないとさすがに不安ですかね。

【委員】 これは意見ですけれども、今後の審査において、例えばLNGの設備の運用をしたことがあるかどうか、という採点項目があったとして、100点満点中50点をつければ、ほとんど足切りと同じ効果は生じるわけで、今の話だと、しょせん、10社、20社あることもなさうなのであれば、足切りという要件は緩くてもいいのかなという気がします。

【委員長】 ありがとうございます。

委員が言われているような趣旨を踏まえますと、今日結論を出す必要はないんですけども、イメージとしては、ガスに関してはせいぜい②ぐらいの厳しさ。

発電のほうはいかがでしょうか。

【委員】 確認なんですけれども、例えばガスの場合、①で4社、②で4社が3社に減るという意味合いなんでしょうか。

【委員長】 これは、事務局、どうでしょうか。

【委員】 じゃなくて、新たにということですかね。

【事務局】 違います。減るということです。①では4社あります。ただ、それにLNG設備運用という要件をつけると、それが3社に減る。

【委員】 つけると、プラス3社ということですか。

【事務局】 3社に減るということですね。

【委員】 1社落ちちゃうということ。

【事務局】 1社落ちるということです。

【委員】 1社落ちるということですね。なるほど。

そうすると、ガス事業を②にすると、最高3社しか出てこないということになるわけですね。

【委員】 そういうことになる。ただ、もちろん見学会に来ない人が応募するという場合もあり得る。

【事務局】 その可能性も十分ございます。

【事務局】 ですから、両方一緒ですから、発電のほうは7社あっても、こっちのガスのほうに引っ張られる可能性もある。

【事務局】 もう一点ありますて、6ページの実績要件の保有者のところで、②のパターンになろうかなと思うんですが、構成員ではLNGの運用実績がない、ただ、運用実績のある100%子会社が協力会社として入ったときには、そこは今の事務局の案ではオーケーといった形になります。そういう組合せもあるということです。

【委員】 確かに、6ページを無視して議論できないのかなというところがあって、LNG設備に全く協力会社も何もないところが入ってこられるのか。LNGの管理をするところと協力関係がありますよというところを認めるのかという話と、自分や100%子会社がやっているところだけ認めますよというのは大分違うのかなと。

【委員】 ここで100の子に限定しているのは、何か意味があるのでしょうか。

【事務局】 会社法上は、子会社は50%を超えるといった意味合いではございますが、その場合では絶対的に支配できるかというと、そうじゃないおそれもあるのかなと思っております。一方、100%といった制約をかけられれば、それは実質的にはほぼ同じ会社という意味合いになろうかと思っておりまして、そういう意味で、厳しく100%といった形で原案としては出させていただいております。

【委員長】 これは後の論点で、3年間は株を売るなよとか、そんな形で100%の子会社であり続けるということを事実上保障させると、こんなことを考えることも不可能ではないのかなという感じですね。

【委員】 あまり100%と95%の違いをあえて考える理論的根拠は全くないのかな

とは思います。

【委員長】 そこのところは、また後の論点で見てまいりましょう。

そしたら、4、5、6はセットでお考えになるところから御自由に御発言お願ひします。

6ページに関しましては、①②③とございますけども、③はちょっと駄目だということ、これは合意をいただけたと思うんです。①もこれは丸でいきます。

②なんですかけれども、今のお話ですと、100%子会社云々というのもいろいろと心配なこともあるかもしれないし、100%に限る必要もないという御意見もあるでしょうしということなんですが、結論としては、こここのところは丸にしていいんじゃないかということで、あの縛りのところを次なる論点で見ていくという感じで進めていければとは思っておりますけれども、いかがでしょうか。

4ページ、5ページに関しては、要求パターンはなるべく緩い要求にしておいて、そして6番のスライドは①②を丸にする、③をバツにすると、こんなイメージで考えましたけれども。今日決める必要はないんですけども、追加的な御意見がありましたらお願ひします。

【委員】 要するに、ここで要件を決めれば、応募する側はそれによって協力会社を、95%持っていたけど100%にしようとか、そういうことをすればいいわけですよね。だから、こっち側がより安定を目指して要件をつくっておけば、やりたい人はそれに従つていいろいろ変化するだろうということですわな。

【委員長】 ありがとうございます。そうですね。

そうしましたら、次の論点とも連関しますので、もう進めていきましょうか。

そうしましたら、次の論点、次は（2）事業承継者選定基準の骨子及び論点のうち1、事業者選定基準の骨子、こちらについて事務局からいかがでしょうか。

【事務局】 資料は審議事項資料2、事業承継者選定基準の骨子及び論点という資料でございます。

このうちのまず3ページにつきまして、一旦御説明をさせていただきたいと思います。

事業承継者選定基準、これは募集要項とはまた別の基準にはなるんですが、今後、審査を行っていく上で、どういった方法で行うか、中身的にはどういった提案項目、また提案項目ごとの配点をどうするか決めるものでございます。

記載の概要の項目については、下に表でお示しをしてございます。

1番は位置づけとありますが、2番、最優秀提案者の選定の方法でございます。今回は

第1回の委員会でも御説明させていただきましたが、いわゆる公募型のプロポーザルといった形で考えているというところでございます。また、審査についても、第一次審査、こちらは先ほどの論点の部分の資格審査、それを満たした会社を対象に第二次審査ということとで、ここで提案を出させて審査をしていくといった手順でございます。

そこで、本日御議論いただきたいと考えておりますのが、5番の第二次審査のところに赤色で記載のございます点数のつけ方、また各委員の皆様にそれぞれ採点をしていただく方法、6番の提案項目、どういった項目で提案書を書かせるか、一番下の4、それぞれの項目の配点、この辺が本日御議論いただきたいところでございます。

説明については以上とさせていただきます。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたけれども、何か質問がございましたらまずはお伺いいたします。

【委員】 これは、例えば一次審査で何社までに限定する、何社までにするとか、そういうものは想定されているんでしょうか。

【事務局】 今のところは、想定はしてございません。そこまでは考えていないです。参加資格基準を満たした会社については、基本的には第一次はパスしていくと考えております。

【委員】 条件を満たしていれば、二次審査まで基本的には行くということでおろしいでしょうか。

【事務局】 はい、そうです。

【委員長】 その経緯については、この委員会で状況を見るということになると思いますね。

【事務局】 はい。

【委員長】 ほかにいかがでしょうか。

そうしましたら、赤字部分、1から4の項目がございますけれども、こちらのほうでよろしいでしょうか。

そうしましたら、提案項目3番、こちらのほうを事務局から御説明をお願いします。

【事務局】 御審議いただくポイントが幾つかございますので、1つずつ御議論いただきたいと思っております。

最初に5ページでございまして、提案項目のほうからまずはお願いしたいと思います。

全体を見ていただきますと、右下に譲受希望価格とありますが、いわゆる提案の価格についてのもの。それ以外、1番から4番まで記載してございますが、これが提案の内容でございます。価格以外の提案内容に関する部分でありまして、資料上は「加点審査点」という表現にさせていただいておりますが、その対象になる項目でございます。

今、案としてお示ししてございますのが、事業譲渡基本方針の中で基本条件、選定要件を書かせていただいておりまして、それを踏まえまして各項目を設定させていただいております。

まず最初、1番が全体計画でありまして、これは新会社としての経営ビジョン、どういった会社にしていくか、プラスどういった体制でやるか、また金沢市内の各事業者とどういった連携をしていくか、そういうところの提案を書かせるものでございます。

次は2番の保安体制・維持管理計画の評価でございます。これは左側にガス事業、右上に発電事業と、ここはあえて2つに分けさせていただいております。それといいますのも、やはり保安の対象が両事業では異なるという意味合いがございまして、ガス事業につきましては、ガスを作って、送って、売るということで、どうしても発電よりもそういういた項目が多くなるわけでありまして、ガス関係のほうでは8項目を書かせていただいております。

中身的には、ガス事業、先ほどの現場視察会でもありましたが、金沢市は遠隔地からタンクローリーで都市ガスの原料となりますLNGを輸送しております。まずはそこの原料の調達、ここについて非常に重要なポイントと考えておりますので、そこを1つ項目として挙げさせていただいております。

そのほか、供給保安、需要家保安、緊急保安とございます。当然、日常的なガス管のメンテナンス、各種設備のメンテナンス、また、需要家の保安というのはお客様のところ、宅内の管、またガスコンロ、給湯器、そういう部分の保安も出てくるということでございます。緊急保安体制は、何やらガス臭いといったようなときには、ここは今現在も24時間365日体制で対応を取るということがございます。これも事業法上義務づけもあることでございますので、項目として立てさせていただいております。

あとは災害時の対応です。今後また地震、風水害という中でどうしていくかといったところを求めるということです。

6番には経年管更新とございます。金沢市では経年管の対策にかなり事業費を投入してきたところであります、事業譲渡日の前までには、日本ガス協会の中で緊急的に対応し

ないといけない管、いわゆる経年管と言っているんですが、その対策については完了する見通しでございます。ただ、その後は通常のガス管の古くなったものの入替えも必要になってきますので、そういう計画を出させるということ。

7番がそのための工事の実施体制です。

8番、関係者との調整とありますが、基本的には、今のガス事業は当然企業局だけで行っているわけではありませんで、ガス器具の販売、また各種設備のメンテナンス、そういうところでもいろいろな会社さんとも協力をいただいているところでございます。

これがガスでありまして、右側の発電のほうでございますが、こちらは基本的には発電設備のメンテナンスの部分と、あと今後の更新でございます。今のメインの上寺津で大規模な設備改良を行っておりますが、今後、内川の発電所に手を入れていく必要があるといったことでございます。さらに、発電のほうでも緊急対応、災害時対応が当然必要であります。

3番は顧客サービスの評価とありますが、これが市民向けのサービスをいかに向上していくかという提案を求めるもので、中身的には料金の関係、またサービスの関係でございます。

4番が経営計画の評価でございます。当然、株式会社として持続的に経営をしていく上で、資金面、利益面、といったところに十分に気を使っていく必要がありますので、その辺についても提案を出させるというところでございます。

御説明が長くなつたんですが、全体的には事業譲渡基本方針に基づいて項目を設定させていただいております。よろしくお願ひいたします。

【委員長】 ただいま事務局から説明がありましたけれども、提案項目、何か質問がございましたらお願いします。よろしくございますでしょうか。

5番だけ色が変わっているのは、何か理由があるわけですか。

【事務局】 ここが価格審査点。価格審査点と加点審査点で少し性格が違うといった意味合いで色を変えているだけでございます。

【委員長】 ありがとうございます。

よろしくございますでしょうか。

そうしましたら、続きまして4番の配点につきまして、事務局から御説明をお願いします。

【事務局】 6ページを御覧ください。

今ほど提案価格の価格審査点、また提案に基づきます加点審査点があると御説明をさせていただきました。そこで、まずは価格審査点と加点審査点のバランスをぜひ御議論いただきたいところでございます。価格審査点を重視しますと、民間とするとそこに価格で頑張ってくる、一方、提案のほうはあまり頑張らないといったことが考えられます。逆に、価格審査点を小さくすると、あまり価格にはこだわらず提案内容で頑張ってくることも考えられまして、その配点バランスの型として3つ書かせていただいております。

提案内容を重視するときには、価格の配点が全体の2割から3割が他の事例でございます。次のバランス重視型では4割から6割、次の費用対効果重視型、いわゆる価格重視でいきますと7割、8割方を価格審査点を持っていくと、そういったやり方があるところでございます。

先行事例ではどうかというのが一番右に記載してございまして、まず鳥取県の発電のコンセッションの事例、あと見附市、福井市、柏崎市、これは直近の事業譲渡の事例でございます。ここではいずれも3割となっております。大津市のガスコンセッションでありますが、大津市の場合はガスの資産は譲渡しておりません。いわゆる小売の部分の運営権を民間に譲渡しているケースでありますて、そういったところでは15%という事例があるところでございます。

一番下の2番、対処方針案、ここはあくまで事務局の案でございますが、今回の事業譲渡の目的が市民サービスの向上、また事業の持続性確保でございますので、それを実現できる提案を求めるということで、提案を重視したものがよろしいのではないかと考えているところでございます。

また、割合のほうですが、先ほど見附市、福井市、柏崎市で3割と御説明いたしましたが、例えば福井市の事例でいきますと、福井市の場合の事業譲渡の理由が実は本市とは異なっておりまして、福井市の場合はオール電化といったところは同じではございますが、今後、需要が先細りをしていく、そうすると経営的な不安があるといったこと、また職員の体制、いわゆる人材の確保、ここにも今後苦慮していく中で事業譲渡されたところでありますて、少し本市とは異なるわけでございます。

ということで、今、事務局の案としては25%とお示しをしてございます。今回の譲渡は、いわゆる市民サービスの向上等を中心としたものと考えてございますので、そうすると福井市の事例の3割まで価格を見なくとも、25%程度で抑えてもよろしいのかなと。よりよい提案を求めるといった意味で、他のガス事業の譲渡事例よりも低い率で設定でき

ればというふうに原案としては考えているところでございます。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明がございましたけれども、何か質問等がございましたらお願ひします。

どれだけお金が出せるのかということと、どれだけ創意工夫を凝らしながらしっかりと事業ができるのかということのバランスですね。提案重視でいきたいと。これはよその自治体なんかでも成功事例が多いと。価格審査点の割合は25%ということでございますが、よろしゅうございますでしょうか。

お願ひします。

【委員】 この25%というのは、公募の中に盛り込むものですか。

【事務局】 また後ほど御説明いたしますが、今のところは全体を1,000点満点で考えておりまして、その中の価格の部分を250点といった設定、そのほかの提案の部分を全部で750点。

【委員】 それはいいのですが、なぜこんな質問をしたかといいますと、私もいろんな助成とか補助とか、そういうものを書くときに、普通、配点割合というのは知らされていないんですね。どっちも力を入れて書くわけですよ。それを審査会の中で配点を考えるというのは分かるんですが、それをあらかじめ公募しちゃう、中に入れてしまうと、じゃ、価格はいいのねみたいになっちゃうのかなと思ったものですから。

【事務局】 そうしますと、ちょっと7ページを御覧いただけますでしょうか。

1番から5番までの項目でそれぞれ配点を書いてございます。公募時点ではこのレベルで出すことを予定しております、これは他の譲渡事例、コンセッション事例でも同様の扱いになっております。

ただ、それぞれの大項目のうちの小項目の部分、ここは今後また皆様に御審議をいただきます。例えば、全体計画でいきますと、1から8までの小項目がございます。これをそれぞれに配点を持っていくことになります、それに基づいて最終的な採点をしていただくことになります。

公表するのは、あくまでも全体計画という大項目が200点という形で公表していくだけでございまして、その下のレベルの小項目のところの配点は明らかにしない形で考へいるところでございます。

【委員長】 ありがとうございます。

ほかに御質問はございますか。

25%ということで、7ページにありますような、具体的には1,000満点中250点になるということですね。保安ということでいきますと、ガス事業と発電事業では比率を変えるということで、やっぱりガスの保安というのは重要だということもあろうと思います。このバランスでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

そうしましたら、次のページをめくっていただきまして、8ページ、2、各委員による採点方法、それから9ページ辺りも含め、事務局、お願いいいたします。

【事務局】 審査の段階で、各委員の皆様方には、それぞれの項目ごとに採点をしていただく必要がございます。

そこで、方式とすると2つございまして、自然数方式と段階方式と書いてございます。

自然数方式につきましては、例えば1つの項目の満点が10点だとすると。そこで各委員の皆様方で、例えば7点とか5点とかをつけていただく方式でございます。

もう一方の段階方式ですが、9ページを御覧いただけますでしょうか。

段階方式につきましては、今の事務局の案では、1つの項目ごとにまずAからFで6段階を設定します。それぞれの評価の基準を、表中には評価内容とありますが、募集要項の基本条件を満たしている場合をここではDと置きまして、そこから上回っているところを3段階評価、下回っている部分を2段階評価でつけていただければと考えております。それぞれの評価に応じて、一番右、採点基準のほうで少し傾斜をつけて配点をつくっていく形でございます。

今回、自然数方式、段階方式、いずれの方式でしていくかを御審議いただきたいと思っておりますが、ただ、自然数方式でありますと、ここはどうしても感覚の部分が大きくなるということで、場合によっては、委員ごとで見ますと点数差が非常に開く、大きく乖離する場合も想定されるところでございますが、段階方式につきましては、ある程度基準を設定しているので、そういった委員間での差が生じにくいところでございます。

では、よろしくお願いいいたします。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明がありましたけれども、何か御質問がありましたらお願ひし

ます。自然数方式でいくのか、段階方式でいくのか。

【委員】 一番最後に御説明いただいたところで、段階方式だと、ある程度の基準を設定しているのでばらつきが減るというお話をしていたんですけども、その意味がよく分からなかったんですが。

【事務局】 9ページで今のところの原案という形で書かせていただいているんですが、募集要項の中で条件設定をしていきます。その条件にはほぼ来ているということであれば、Dという評価をしていただきたいと思っております。そこで、条件よりももっと優れた提案内容である場合、それはA B Cということで、さらに上の評価をつけていただきたい。逆に、基本条件より下回っている内容であれば、EまたはFと評価をしていただきます。その評価結果を自動的に、一番右の採点基準で各項目の配点に倍率を掛けて答えを出していくといった形で考えております。

【委員】 採点基準を明確化することによって、より整理できると。

【事務局】 はい。1つの目安を置いて採点をしていただくといったことあります。

【委員長】 まあいいのではないかと思えばBというような相場観が皆様方で共有されていれば、非常に公平に審査できるということですね。

■ 委員も大学時代を思い出していたら、成績表とか、非常に分かりやすいやり方かと思いますね。

段階方式がよろしいですかね。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 それでは、それで進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、1、得点の計算方法に参りましょう。事務局、お願いします。

【事務局】 それでは、10ページをまずはお開きいただけますでしょうか。

こちらは提案内容ではなくて価格のほうです。各応募者が出してくる幾らという価格を得点化していく、そのための方法をどうするかといったペーパーでございます。

表の中では、比率法①、②、比例配分法と、3つの方式を書かせていただいております。

まず、比率法①、ここは一番高い値段、最高提案価格を基準に、そこに対してどういった提案になっているかということで、まず基準が最高提案価格というのが比率法の①でございます。ここは最高提案価格に対する提案価格なので、あくまでも相対的な評価になります。若干分かりにくいので、後ほどもう少し御説明いたします。

比率法②は絶対評価でありまして、今後、募集要項の中で最低譲渡価格の設定をしてい

くことになります。最低譲渡価格に対して実際の提案価格がどれだけ乖離しているかで決める方式であります。

比例配分法はダブルスタンダードという形になるんですが、まずは最低譲渡価格と最高提案価格、ここがどれだけ乖離しているか、その乖離度合いと、実際の提案価格と最低譲渡価格の乖離、ここを比率で計算していくということで、少し分かりにくいで11ページを御覧いただけますでしょうか。

11ページはシミュレーションとしてお示しをしてございます。まず、価格審査の配点が250点でございまして、最低譲渡価格を80億円と設定した場合の条件でございます。

そこに対してその下の表ですが、応募者①②③、3者の応札があって、それぞれ80億円、100億円、130億円といった価格を提示してきた状況でございます。

これをそれぞれの比率法①、比率法②、比例配分方法で計算した結果がその右に書いてある数字でございまして、例えば比率法①でいきますと、応募者①、80億円の提示に対しては153.8点です。応募者②が100億円で192.3点、応募者③が130億円で250点ということで、それぞれ計算をしたものでございます。

方法別に見ますと、比率法①は大体約100点近くの点数の差が出てくる。比率法②でいきますと、最低譲渡価格と提案価格が同額といったパターンであります。ここだと応募者①は0点になります。要は、当然提案価格を高くしないと点数が上がらないということですが、多少頑張ってもいい点が取れないといったものです。比例配分法でいくと、ここも0点のパターンから満点のパターンまで出るということで、各方式別に見ると、こういう乖離の状況が生まれる。

また、これを横に見ていく方法がございまして、同じ提案価格を出しているんですが、例えば応募者①でいきますと、比率法①では153点取れているのに、ほかの方式では0点になってしまふといったことが生まれる。応募者③でいきますと、比率法①、また一番右、比例配分法では満点を取っているんですが、比率法では、どう頑張っても理論的に満点が取れない方法でございますので、点数的には非常に低くなります。

今回は価格よりも提案内容を重視していく方針でございます。そこで、価格点のほうで乖離が出過ぎることも少し課題があろうかと思っておりまして、事務局の案といいたしますと比率法①を考えているところであります。この場合であれば、各応募者間の得点差が比較的小さくなりますし、ほかの方法に比べても均等に得点できるといった意味でメリットがあるところでございます。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明がありましたけれども、御質問、御意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

全体の 75% は段階方式ということで、我々が A から F をつけるということですけれども、こちらは機械的に決まっていく。最初に方式をしっかりと決めておいていただく必要があるということで、80 億円という最低譲渡価格において、3 名の方が 80 億、100 億、130 億と応募してきた、この場合のシミュレーションということでありますか、いかがでしょうか。

比例配分法だとちょっと乖離が出過ぎるというお話ですね。75% の段階方式のところで我々が汗をかくということの整合性も考えていただくことが大事だと思います。

比例法①でよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 ありがとうございます。そうしましたら、事務局案でいきましょう。

そうしましたら、続きまして、審議事項（3）新会社に対する市の関与につきまして、事務局から御説明をお願いします。

【事務局】 それでは、審議事項資料 3 を御覧ください。

それでは、2 ページをお開きいただけますでしょうか。

市の関与に関しましては、第 1 回の委員会でも出資率といったところで御議論いただいたところでございます。ただ、比率だけ議論していてもなかなか答えも見えにくいところがありまして、少し原点に戻るといいましょうか、市が新会社に対してどういった目的で関与していくか、そこを踏まえてどういった論点があるかを 2 ページで書いてございます。

今回、市が関与しようとする目的は、やはり市民の安全・安心の確保、ここがまず大事であると考えております。また、提案内容が確実に履行されていくといったことも確認していく必要がある、この 2 つの意味合いで市が関与しようということでございます。

そこで、どういった論点があるかというと、2 つあります。安全・安心の確保、提案内容の履行確認なんですが、電気事業、ガス事業、いわゆるエネルギー事業に関しましては、また後ほど御説明いたしますが、国が非常に手厚いと申しますか、三重、四重の監視を行っている状況がございます。そうした中で、本来、市としてどこまですべきかをまず検討したいということです。

それを踏まえて、市が関与すべき事項、それを実行するために、どの程度の、どういった方法で関与するかを論点の2として挙げてございます。

それでは、3ページを御覧ください。3ページが最初に市が関与すべき事項に関する前提のお話でございます。

絵が描いてございます。今回、電気、ガス、全面自由化といった中で、国のはうでは、この絵では真ん中にあります電力・ガス取引監視等委員会、これを経済産業省の中に新設したところでございまして、この中で適正取引であるとか、ネットワークというのがガスでいうと導管、電気でいくと送電になります。この辺のルールをしっかりとつくって、ルールを守る、監視をするといった役割を担っているところでございます。また、そこと別に、従来から経済産業省、金沢でいきますと、富山に電力・ガス事業北陸支局がございまして、そこから事業の監視がされています。

また、右側では産業保安監督部とありますが、ここも金沢では富山にあるんですが、保安の部分の監督官庁が整備されているということでございます。

また、ここでは書いていないんですが、今回の自由化に当たりまして、内閣府に消費者委員会といったものがありまして、ここでも非常にチェックを受けているところでありますし、また一般的には消費者庁もございます。また、公正取引委員会もあるというところで、電力、ガス事業に対しては非常に国がチェックをしている現状にあるというところでございます。

このことを踏まえまして、市がどこまで関与すべきかというのを4ページに書かせていただいております。

下の表の今ほど御説明した国の監視の部分です。これを電力・ガスの小売事業、一般ガス導管事業、発電事業に区分して、どういったことがあるかといったことを整理させていただいております。ここでいう一般的な事項と書いてある部分が、先ほど3ページで御説明させていただいた内容の部分でございます。

ここまで来ますと、国の監視というのは非常に幅広く、手厚くされている状況であります、ここに重ねて市があえてする必要があるかどうかでございますが、今の国の体制を考えますと、一般的な部分については、市としてはそこまで関与する必要性は低いのではないかということも考えらえるところでございます。

ただ、この提案内容、下のポンチ絵の一番右のところでございますが、今回の事業譲渡に当たりまして民間が出してきた提案内容については、ここは国の監視が効かない部分に

なりますので、ここは市しかできない、逆に市がすべき事項と考えているところでございます。

これを果たすためにどういった方法を取るかを5ページで御説明させていただきたいと思います。

まず、マーケットサウンディングにおける民間の意向というのが最初に書いてござります。事業譲渡の基本方針の中では、民間の柔軟な経営を阻害しない範囲と規定してございまして、そこについて、民間企業として出資比率では何%ぐらいをイメージするかと聞いたところでございまして、全体の中で19%、約2割の会社が3%以下を望んでいると、10%以下、これが先ほどの3%以下も含めてですが、そこで約3割、25%以下で過半、これが民間の意向でございます。

これを前提としたしまして、先ほど4ページで御説明したとおり、国の監視が非常に行き渡っているところであります。左下の出資に基づく権利ということで、出資比率別の会社法上の権利、また赤のアスタリスクが地方自治法上の義務づけといった部分でございますが、国の監視が行き渡っている中で、ここで言ういわゆる25%以上にあります自治法上の監査委員の監査、またここに記載していないんですが、包括外部監査人の監査といったものもございます。そこまで関与する必要性は薄いと考えた場合には、出資比率でいきますと、市が関与すべき上限といたしますと、25%未満となるということでございます。

一方、最低のレベル、ここをどれだけ持つかでありますと、民間の意向では3%以下というのが非常に多かったところであるんですが、右側にございます契約に基づく権利といったところで、事務局の案としては、新会社の経営計画、中期経営計画等、まずここを徴収する。その結果を決算書または年次報告書、これも当然つくるものでございますので、ここを徴収すると。さらにまた、クレーム対応状況も徴収するといったところでありますと、こういった契約上の確認をしていく中で、必要に応じて、場合によっては会計帳簿を開覧する必要も出てくるところもありまして、少なくとも出資比率3%以上は確保していきたいというのが今の事務局の原案でございます。

また、出資の上限額、金額的な部分、また出資期間、いつまで出資を継続するか、この辺につきましては、今後また検討していきたいと考えてございます。

一旦、御説明は以上とさせていただきます。

【委員長】 ただいま事務局から御説明がありました。何か質問がありましたらお願ひします。

なければ、論点①から参りましょう。市が関与すべき事項ということで、事務局としては4ページのスライドにもありますとおり、国がしっかりと監視していることを踏まえ、市としてやるべきことをしっかりとやりたいという御提案でございます。それは結局、事業承継者が約束した提案内容を本当にきちんと履行できているのかを確認すればよいと、そういう御提案ですけれども、いかがでしょうか。お認めしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 ありがとうございます。

続きまして、論点②ですが、市の関与の方法であります。こちらは事務局案としましては、出資比率3%以上25%未満とし、契約条件を組み合わせていくことでさらに検討ということで、出資の上限額とか出資期間について検討していく必要があって、幅を3%以上25%未満ということで、こちらのほうは契約でいろいろと、例えば経営計画の徴収、決算書の徴収、年次報告書の徴収、クレーム対応状況の報告徴収、ホームページでの対応、こういったことをやっておりますので、そこをしっかりと見ますよという内容であります。いかがでしょうか。お認めしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、3つの審議事項全て終わりました。本日、皆様から様々な御議論をいただきましてありがとうございます。

振り返りますと、1点目の参加基準につきましては、新会社の事業持続性、サービスの質の確保を考えるとともに、応募者の競争環境の確保にも配慮が必要だということだと思います。

2点目の事業者選定基準におきましては、市の考える重要な項目を反映した形で提案項目の配点のバランスがしっかりと取られることが必要だということだと思います。

3点目の市の関与に関しましては、民間の経営の自由度を阻害しない範囲で提案内容の履行の確認、こちらの市の責任があると、そこをしっかりと果たしていく必要があることにつきまして認識を共有できたと思います。

来週の選定委員会におきましては、これらの議論をさらに深めて、募集要項の策定を進めてまいりたいと思います。事務局においては本日の議論を整理していただいて、次の委員会に向けた資料の準備をお願いいたします。

それでは、何か御発言がございましたら、どんなことでもお願いいたします。よろしゅ

うございましょうか。

お願いします。

【委員】 審議事項資料2の5ページの提案項目（案）の中の、今見学に来られている企業というのは、単体なわけですよね。

【事務局】 はい。

【委員】 これから募集要項を公にした段階で皆さんがどういうコンソーシアムを組むかということが検討されると思うので、新会社の組織といいますか、そこは評価すべき項目になってくるのではないかという気がするのですが、今4の経営計画の評価がありますけれども、どういう組織体、どういうコンソーシアム形態で、どういうプロの会社が入っているのかというところの評価はどこになるのでしょうか。

【委員長】 事務局お願いします。

【事務局】 今の御質問ですが、1番の全体計画の中の3番に組織体制・協力会社があります。ここが該当するところです。

【委員】 ここにあるのですね。分かりました。

【委員長】 またこれを詰めていただいて、具体的な配点も決めていただくということですね。よろしくお願いします。

そのほか、お気づきの点がありましたら、どんなことでもお願ひいたします。よろしくうござりますでしょうか。

そうしましたら、本日予定されておりました議事は以上となります。

次回の予定と事務連絡がございましたら、事務局から御説明をお願いします。

【事務局】 では、次回の予定について御説明を差し上げます。

第3回目の会議につきましては、別途御案内させていただいておりますとおり、来週、8月26日水曜日、9時半より、また場所が変わります、金沢市企業局広岡庁舎で行います。駅西にございます広岡庁舎のほうで行いますので、よろしくお願ひします。御多忙中、誠に恐れ入りますが、御出席いただきますようよろしくお願ひいたします。

また、本日お配りしましたお手元の資料につきましては、非公開情報を含むものでございますので、お取扱いには十分御注意をいただきますようお願ひいたします。

それでは、委員の皆様におかれましては、暑い中、当委員会に御出席いただきまして、また熱心に御議論いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

ざいました。

了